

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の概要

1 趣旨

去る令和2年3月10日に国において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」が決定されたことを受け、この度本府において「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」に係る補助制度を新設

2 対象事業

介護施設等の消毒・洗浄経費支援

3 事業内容

感染が疑われる者が発生した場合に介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な経費を補助

4 補助基準額

補助金の交付の申請に係る補助対象施設ごとに知事が必要と認める額

5 補助対象経費

介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費に限る。）、役務費（手数料に限る。）及び委託料に該当するもの

6 補助対象施設（いずれも定員規模は問わない）

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院、介護療養型医療施設
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム
- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅
- ・ 訪問介護事業所
- ・ 訪問入浴介護事業所
- ・ 訪問看護事業所
- ・ 訪問リハビリテーション事業所
- ・ 夜間対応型訪問介護事業所
- ・ 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所
- ・ 通所リハビリテーション事業所
- ・ 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 福祉用具貸与・販売事業所

7 その他

- ・ 京都市内の補助対象施設は京都市を通じた間接補助、京都市外の補助対象施設は本府から事業者への直接補助による事業実施。

